

中城村における「わがまち特例」

平成24年度税制改正により、国が一律で定めていた地方税の特例措置の一部について、地方自治体が地域の実情に応じた政策を展開できるようにするため、特例割合を条例で定めることができる仕組み『地域決定型地方税制特例措置(通称:わがまち特例)』が導入されました。

中城村では、中城村税条例附則第6条の2において、固定資産税に係る特例割合を次のとおり規定しています。

《わがまち特例一覧》

	対象資産	根拠法令	取得時期 ※1	適用期間	特例割合 ※2
1	汚水又は廃液処理施設 (沈澱又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置等)	・地方税法附則第15条第2項第1号 ・中城村税条例附則第6条の2第1項	H26.4.1～ H30.3.31	期限なし	1/3
2	大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設 (テトラクロロエチレン溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭吸着回収装置)	・地方税法附則第15条第2項第2号 ・中城村税条例附則第6条の2第2項	H26.4.1～ H28.3.31	期限なし	1/2
	中小事業者等が取得した上記の施設		H28.4.1～ H30.3.31		
3	土壌汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設 (フッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭吸着回収装置)	・地方税法附則第15条第2項第3号 ・中城村税条例附則第6条の2第3項	H26.4.1～ H28.3.31	期限なし	1/2
	中小事業者等が取得した上記の施設		H28.4.1～ H30.3.31		
4	下水道除害施設 (沈澱又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理地、濾過装置等)	・地方税法附則第15条第2項第7号 ・中城村税条例附則第6条の2第4項	H24.4.1～ H30.3.31	期限なし	3/4
5	津波対策の用に供する償却資産 (防潮堤、護岸、胸壁、津波避難施設) ※津波防災地域づくりに関する推進計画に基づき新たに取得等されたものに限る。	・地方税法附則第15条第28項 ・中城村税条例附則第6条の2第5項	H28.4.1～ H32.3.31	4年度分	1/2

6	協定避難施設 (協定避難施設のうち津波の発生時における避難の用に供する部分)	・地方税法附則第15条第29項 ・中城村税条例附則第6条の2第6項	H27.4.1～ H30.3.31	5年度分	1/2
7	協定避難施設 (協定避難施設に附属する誘導灯、誘導標識、自動開錠装置)	・地方税法附則第15条第30項 ・中城村税条例附則第6条の2第7項	H27.4.1～ H30.3.31	5年度分	1/2
8	再生可能エネルギー発電設備 (太陽光発電設備) ※電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定設備の対象外であって政府の補助を受けて取得したものに限る。	・地方税法附則第15条第32項第1号イ ・中城村税条例附則第6条の2第8項	H28.4.1～ H30.3.31	3年度分	2/3
9	再生可能エネルギー発電設備 (風力発電設備)	・地方税法附則第15条第32項第1号ロ ・中城村税条例附則第6条の2第9項	H28.4.1～ H30.3.31	3年度分	2/3
10	再生可能エネルギー発電設備 (水力発電設備)	・地方税法附則第15条第32項第2号イ ・中城村税条例附則第6条の2第10項	H28.4.1～ H30.3.31	3年度分	2/3
11	再生可能エネルギー発電設備 (地熱発電設備)	・地方税法附則第15条第32項第2号ロ ・中城村税条例附則第6条の2第11項	H28.4.1～ H30.3.31	3年度分	2/3
12	再生可能エネルギー発電設備 (バイオマス発電設備) ※出力が2万キロワット未満のものに限る。	・地方税法附則第15条第32項第2号ハ ・中城村税条例附則第6条の2第12項	H28.4.1～ H30.3.31	3年度分	2/3
13	ノンフロン製品 (冷蔵・冷凍陳列棚、倉庫用冷蔵・冷凍装置等)	・地方税法附則第15条第40項 ・中城村税条例附則第6条の2第13項	H26.4.1～ H29.3.31	3年度分	3/4

14	サービス付き高齢者向け賃貸住宅 (高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅である賃貸住宅)	・地方税法第 15 条の8第4項 ・中城村税条例附則第6条の2第 14 項	H27.4.1～ H31.3.31	5年度分	2/3
15	家庭的保育事業施設 (児童福祉法の規定に基づく事業認定を受けた家庭的保育事業施設)	・地方税法第349条の3第28項 ・中城村税条例第61条の2第1項	H29.4.1～	期限なし	1/2
16	居宅訪問型保育事業施設 (児童福祉法の規定に基づく事業認定を受けた居宅訪問型保育事業施設)	・地方税法第349条の3第29項 ・中城村税条例第61条の2第2項	H29.4.1～	期限なし	1/2
17	事業所内保育事業施設 (児童福祉法の規定に基づく事業認定を受けた事業所の従業員の子ども等を対象とした保育事業施設)	・地方税法第349条の3第30項 ・中城村税条例第61条の2第3項	H29.4.1～	期限なし	1/2
18	特定事業所内保育施設 (子ども・子育て支援法の規定に基づく政府の補助を受けた事業主等が、一定の保育に供する施設等)	・地方税法附則第15条第44項 ・中城村税条例附則第6条の2第13項	H29.4.1～ H31.3.31	5年度分	1/2

※1 6～7については協定締結時期です。

※2 14については税額の減額割合です。